

第7回入善町農業委員会議事録

平成30年2月6日午後1時30分から第7回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮	9番 米山 義隆
10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博	18番 長原 均

欠席委員 2名

6番 塚田 周一 14番 山崎 林太郎

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩 芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	上田 敬章
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第23号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第24号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第25号 農地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆様、ご苦労様です。お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

平成30年2月4日から強い寒気が入り、北陸地方は37年ぶりの大雪に見舞われました。そのため、様々な交通機関に大きな影響が出ています。農業においても、これから被害が出てくる可能性がありますので、大雪対策を取り、被害を最小限にとどめるようよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第7回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。15番愛場委員と16番田中委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は5件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は東五十里〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目はともに田、面積は562㎡です。

譲渡人は射水市中太閤山〇〇番〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町八幡〇〇番地の〇〇さんです。

譲受人は町外在住で、当該農地の管理が難しいため、近くの認定農業者に譲り渡すこととなったことから今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は車で5分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年250日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、106,931㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は目川〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目はともに田、面積は314㎡です。

譲渡人は入善町目川〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町目川〇〇番地の〇〇です。

譲渡人は農業をしておらず、当該農地を自己保全管理としておりましたが、隣接耕作者である譲受人と譲り渡す要件が整ったことから今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は事務所から徒歩15分であり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、482,437㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は高畠〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は847㎡です。

譲渡人は富山市上二杉〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町高畠〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地は譲受人が利用権により利用しておりますが、譲受人の自宅の目の前という立地と現在ハウスとして利用していること等を考慮したところ、譲り受けることとしたことから今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は徒歩1分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年160日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、63,493㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、譲渡人の〇〇さんには、保佐人が選任されており、保佐人からの申請となっております。この保佐人には、行政機関等への各種申請・手続き及び不動産に関する取引の代理権も付与されていることから問題ありません。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

申請番号4番、農地の所在地は高島〇〇番〇〇、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,620㎡です。

譲渡人は入善町高島〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人と譲受人は親子で、当該農地を譲り受け、独立自営就農を予定していることから今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人は、昨年とやま農業未来カレッジで就農に必要な基礎的栽培技術・知識の習得後、更に1年間、より実践的な技術及び知識を得るための就農準備研修を実施中であり、また、就農後の設備機械等はみな穂及び施設園芸をしている認定農家より借受けることとしており、技術的及び機械の状況等を勘案すると、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業への年間従事日数は、現在本人が年300日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、当該農地取得後の経営面積は、2,620㎡となりますが、譲受人の就農計画が露地及び施設園芸で、稲作等の通常経営に比べ小面積で高収益を得ることができると見込まれる集約的な経営であることから、農地法施行令第2条第3項第1号に規定に基づく例外として、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

申請番号5番、農地の所在地は下山〇〇番〇〇外5筆の計6筆。台帳地目、現況地目はともにすべて田、面積は合計11,224㎡です。

譲渡人は入善町下山〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町下山〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地は譲受人の経営体が耕作をしておりますが、条件が整い譲り受けることとなったことから今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は車で10分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が25年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、127,105㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

以上5件の申請です。よろしく願いいたします。

事務局

また、本日塚田委員が欠席のため、申請番号4番に関して補足説明を言付かっております。

申請番号4番に関しては、今回新規就農され、就農計画も園芸を中心にしているため、これから頑張ってほしいという思いも込めて、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

五十里委員

譲受人の方がこれまでも管理しているため、問題ありません。

高澤委員

営農組合にとって、これからのことを考えると非常に便利になると思い、確認印を押しました。

島瀬委員

申請番号3番のとおりであり、譲渡人は体が不自由で今後耕作を続けることが難しいと判断し、確認印を押しました。

米山委員

申請番号5番のとおりであり、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第23号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第23号、農地法第4条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町道市〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は183㎡です。

申請者は、入善町道市〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「納屋敷地」です。

申請者の〇〇さんは、父が昭和47年8月頃乾燥機、籾摺機、計量器、貯蔵タンク等を収納する納屋が必要であったため、作業の利便性、効率性を考え、自宅に隣接した申請地に転用の許可なく納屋を建設していたことが判明し、今回の転用申請となりました。

今回は農地法の許可を得ずに造成しているので、始末書を添付しての転用申請となります。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「納屋敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイのcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は昭和47年2月25日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしくをお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

申請番号1番のとおりであり、申請者の父が昭和47年に建設し耕作に必要な敷地として認められます。また、始末書を添付しての申請でありましたので、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第23号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第24号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第24号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町柵山〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は500㎡です。

譲渡人は入善町君島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町柵山〇〇番〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在、両親を含め6名で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を叔父から譲り受けて、実家に隣接した申請地に本人、妻、子供2人の4人で生活するための自己の住宅を新築する計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、面積500㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車スペース、庭（家庭菜園分含む）、来客用駐車スペース等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の（1）のイのcの（e）による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種

農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。
申請地は平成30年2月9日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。
以上、1件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行ったのは私ですので、補足説明をいたします。

受付番号1番ですが、申請地に隣接した農地がなく周囲の耕作に影響を及ぼすことがないと思われるため、問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第24号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第25号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第25号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成30年2月6日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。今回は、新規5件、再設定69件の申請と件数が多いため地区ごとに報告させていただきます。

まず新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区 2件、10筆、18,476㎡

栴山地区はありません。

横山地区 3件、5筆、3,587.84㎡

舟見地区はありません。
野中地区はありません。
以上、新規の合計は、5件、15筆、22,063.84㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 7件、19筆、40,028㎡
上原地区 2件、5筆、6,366㎡
青木地区はありません。
飯野地区 4件、7筆、12,323㎡
小摺戸地区 2件、6筆、12,737㎡
新屋地区 1件、5筆、14,952㎡
柵山地区 1件、4筆、4,731㎡
横山地区 49件、178筆、319,133㎡
舟見地区 3件、7筆、13,937㎡
野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、69件、231筆、424,207㎡です。
新規、再設定合わせて、74件、246筆、446,270.84㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第16号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。
それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

では、事務局からご案内させていただきます。
認定農業者と農業委員会との意見交換会がうるおい館で2月26日月曜日午前10時から開催されます。
町内の認定農業者が一堂に会し、農地の集積・集約化の取り組みについて情報交換を行い、農業者相互の親睦を深めるものとなっていますので、農業委員の参加をよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第7回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、3月2日金曜日、午前10時から行いますので、よろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時24分）